

「住生活総合調査にご協力ください」

国土交通省では、都道府県、市町村の協力のもとに、12月1日、全国各地において5年に一度の「平成25年住生活総合調査」を行うこととしています。

10月に実施された住宅・土地統計調査（総務省）に回答いただいた世帯の中から一部を抽出し、全国で約9万2千世帯を対象に行われます。嵐山町では、一定の抽出方法により無作為抽出した約64世帯に調査をお願いすることとなっています。

11月21日から12月10日までの間、統計調査員証を持った調査員が、対象となった世帯を訪問いたしますので、調査をお願いする皆様には重ねてお手数をおかけすることとなりますが、御協力のほどよろしくお願いいたします。

1 調査の目的

住生活総合調査は、住生活基本法に基づく住生活の安定・向上に係る総合的な施策を推進する上で必要となる基礎資料を得るために、居住環境を含めた住生活全般に関する実態や居住者の意向・満足度等を総合的に調査するものです。

2 調査の期日及び対象

調査は、平成25年12月1日現在により行います。平成25年住宅・土地統計調査の対象となる世帯から抽出した普通世帯について行います。リンケージ集計を行うことから、住宅・土地統計調査の回答世帯を対象とします。

3 調査の機関・方法

国土交通省が主管し、各都道府県、市町村の協力の下に実施します。統計調査員が世帯を訪問し、調査票を配布・回収する方法により行います。

4 主な調査項目

- (1) 現在お住まいの住宅及びそのまわりの環境の評価について
- (2) 最近の居住状況の変化について
- (3) 住宅の住み替え・改善の意向について

5 調査結果の公表

調査結果は報告書にまとめて公表され、インターネットでも閲覧できます。

6 国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000070.html

問合せ まちづくり整備課 ☎62-0721

都市計画の案の縦覧について

東松山都市計画の変更にあたり、都市計画法第17条に基づく都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

○都市計画の案の縦覧

縦覧内容 「東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更案（埼玉県決定）

縦覧期間 11月22日(金)～12月6日(金)（土・日を除く午前8時30分から午後5時15分）

縦覧場所 東松山市まちづくり住宅課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課、吉見町まち整備課、埼玉県都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所

○案に対する意見書の提出

対象 東松山市、嵐山町、滑川町、吉見町の住民及び利害関係人

提出方法 持参、郵送または埼玉県電子申請届出サービス（電子申請届出サービスの詳細については、埼玉県都市計画課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/>）

提出期限 12月6日(金) 午後5時15分まで（期日必着）

提出先

- ・東松山市まちづくり住宅課（〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58）
- ・嵐山町まちづくり整備課（〒355-0211 嵐山町大字杉山1030-1）
- ・滑川町建設課（〒355-8585 滑川町大字福田750-1）
- ・吉見町まち整備課（〒355-0192 吉見町大字下細谷411）
- ・埼玉県都市計画課（〒330-9301 所在地記入不要）または埼玉県東松山県土整備事務所（〒355-0024 東松山市六軒町5-1）

○問合せ

- ・東松山市まちづくり住宅課（☎21-1425【直通】）
- ・嵐山町まちづくり整備課（☎62-0721【直通】）
- ・滑川町建設課（☎56-2211【代表】）
- ・吉見町まち整備課（☎54-1511【代表】）
- ・埼玉県都市計画課（☎048-830-5341【直通】）

案については、埼玉県都市計画課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/>でもご覧になれます。

